

と き 2023年3月8日
と ころ 東京・自治労会館
・ウェブ会議

2023年度

3・8国際女性デー自治労女性集会

日 程

13:30～	受 付
14:00～	開 会・自治労本部挨拶・基調提起
14:20～	DVD視聴 映画「ここから『関西生コン事件』と私たち」 松尾聖子さんの報告
15:40～	休 憩
15:55～	たたかいの報告 香川県本部高松市非常勤職員労組の取り組み ～会計年度任用職員の組織化と処遇改善から統一地方選出馬へ～ 報告者：自治労臨時非常勤等全国協議会前議長 山西ともこさん
16:05～	まとめ
16:15	閉 会
(18:15～	2023 春季生活闘争 3.8 国際女性デー中央集会 会場：銀座ブロッサム中央会館ホール)

全日本自治団体労働組合

女 性 部

「3・8 国際女性デー」意義と課題

はじめに

3・8 国際女性デーは世界規模で女性の連帯を示す日であり、人権と経済的自立を求めた女性解放要求行動の日です。

20 世紀初頭のアメリカにおける女性の社会主義運動に端を発し、女性の参政権獲得を求めて「女性デー」として集会を行った 1909 年 2 月の最終日曜日（28 日）が起源とされています。

1910 年コペンハーゲンで開催された第 2 回国際社会主義婦人会議で、参政権・母性保護・平和運動・国際組織についての決議がされ、ドイツ代表クララ・ツェトキンらの提案により、女性参政権をめざす国際女性デーの開催が決議され、以後各国で実施されました。

当時は各国の実情に応じて開催されていたため、開催日は統一されていませんでしたが、1921 年 6 月、第 2 回国際共産主義女性会議で、ロシア革命（1917 年）の発端になったペトログラード（現サンクト・ペテルブルグ）の女性デーを記念し、3 月 8 日に統一することが決定されました。

国際女性年の 1975 年に国連が 3 月 8 日を記念日とし、77 年の国連総会で「平和を強め、植民地主義・社会的差別・外国の侵略と占領に反対する闘いへの女性の参加」について討議・決議を採択し、女性の権利と国際平和のための「国際デー」となりました。ただし、「各国の歴史的、民族的伝統、および慣習に従って、1 年のいずれかの日を女性の権利と国際平和のために、国連の日と定めること」とし、各国の事情にも配慮しています。

連合では ICFTU（国際自由労連）の提起を受け、1995 年に国際女性デー中央集会、各県集会の開催を方針化し、1996 年から春季生活闘争の中に行動を位置づけています。

自治労女性部は、総評時代から取り組んでいた 3・8 国際女性デーをより発展させるとの位置付けで継続して取り組んできました。地域では実行委員会を作り、ビラ配布や街宣行動を行い、連合集会や行動には自治労女性部として自治労の課題をもって、積極的に取り組んでいます。

女性をめぐる情勢と課題

- ① 厚生労働省「労働力調査（2021 年）」によると、女性雇用者数は 2,717 万人となり、前年に比べ 14 万人増加しました。男性雇用者数は 3,256 万人となり、前年に比べ 14 万人減少しています。この結果、雇用者総数に占める女性の割合は 45.5%（前年比 0.2 ポイント増）となりました。雇用形態別では、女性は、「正規の職員・従業員」が 1,222 万人（前年比 28 万人増、2.3 ポイント増）、「非正規の職員・従業員」が 1,413 万人（同 12 万人減、0.8 ポイント減）となり、「正規の職員・従業員」は 7 年連続で増加、「非正規の職員・従業員」は 2 年連続減少しました。男性は「正規の職員・従業員」、「非正規の職員・従業員」とともに減少となりました。しかし、女性の非正規率は 53.6%で男性の 21.8%に比べ、著しく高く、非正規労働者の多くが女性となっています。

総務省の調査では、自治体で働く臨時・非常勤等職員は 2020 年 4 月 1 日現在で 69.4 万

人となり、2016年調査より5.1万人増加しています。2020年度から「会計年度任用職員制度」が運用されていますが、正規職員との均衡・均等待遇には程遠いものとなっています。

会計年度任用職員や臨時・非常勤等職員の処遇改善は、女性の働く権利確立の課題であり、ともに働く仲間として女性部での交流や学習の積み上げから、処遇改善や組織化を勝ち取っている仲間のたたかいにまなび、広げていかなければなりません。

- ② 世界経済フォーラム（WEF）が発表した「国際男女格差レポート2022」では、日本は146カ国中116位で、前回と比べて、スコア、順位ともに、ほぼ横ばいですが、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN諸国より低い結果となっています。政治、経済分野がとくに低く、男女の賃金格差や女性管理職の少なさ、女性の政治参加の低さが大きな要因となっています。各国がジェンダー平等にむけた努力を加速している中で、日本が後れを取っていることがわかります。

日本の男女間の賃金格差や女性の人権などについては、国連の女性差別撤廃委員会から再三「勧告」が出されています。2015年12月、最高裁から夫婦別姓を認めない判決が出されましたが、政府の世論調査で選択的夫婦別姓制度に賛成が反対を大きく上回ったことなどから、選択的夫婦別姓を求める意見書を決議した地方議会も増えています。引き続き、「選択的夫婦別姓を含む民法上の差別規定の見直し」「同一価値労働同一賃金」「政治参画の拡大にクォータ制の導入」などの運動を展開していくことが必要です。

- ③ 働く女性は年々増加していますが、職場では「生理痛がひどくても薬を飲みながら働いている」「切迫早産を経験した」「更年期がきつい」などさまざまな問題を抱えながら働いています。

こうした母性保護の問題は働く女性の共通課題であり、生理休暇や産前・産後休暇、育児時間獲得を中心に、先輩たちはたたかい、育児、介護などに関わる制度は大きく改善されてきました。各県本部でも女性部の統一要求や独自要求などによって、子の看護休暇については「対象年齢引き上げ、撤廃」「対象範囲の拡大」、産前産後休暇の拡大、不妊治療休暇の新設の取り組みなどが続けられています。

しかしながら、女性部で毎年取り組んでいる「生理休暇・年次有給休暇取得調査（生休・年休アンケート）」の結果では、定年前に退職すると回答する人は減ることなく、2022年の調査では、過半数の人が「定年まで働き続ける自信がない」と回答し、その理由のほとんどが「身体的・精神的にきつい」というものです。

1月から3月の「女性の働く権利確立運動強化月間」にポスターや機関紙などで生理休暇取得の呼びかけや「生休取得強化月間」を設定し、生理休暇の取得率を向上させているという報告もあります。職場から「母性」が侵害されない環境を作っていくことが必要です。

また、育児休業を原則2回まで取得可能とするなど、育児休業の取得回数制限を緩和する改正地方公務員育児休業法が10月から施行されました。育児休業がより取得しやすくなるよう、制度の周知や利用促進をはかることなどを自治体当局に求めていく必要があります。同時に、育児参加のための休暇の対象期間の拡大に関する条例等の改正を求めて

いく必要があります。また、育児・介護休業法の改正により有期雇用労働者の1年以上の在職期間要件が2022年4月から撤廃され、人事院規則でも同様の措置が取られたことから、自治体職場でも同様の措置を実現するため、条例の改正が行われていることの確認が必要です。

2021年の人事院勧告では意見の申出の中で、「不妊治療のための休暇を新設」が発出されました。各県ですでに取り組み、先進事例や好事例の報告が複数あります。必要な人がすぐに取得できるよう、取得しやすい制度設計と環境づくりが必要です。また、生休や年休などすでにある権利を、必要な時にきちんと取得し、自分の体を大切にしていけることが大切です。

女性の健康を、女性の一生として全体的に捉え、現役時代も更年期も老後も健康に過ごすことのできる権利としてリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康権）としての考え方も重要です。

「誰もが人間らしく生きる権利、働き続ける権利」という視点に立ち、一人ひとりの立ち上がりから繋がる女性部の運動を強化していきましょう。

- ④ コロナ禍で、「集まる場を作り、話し合い、悩みや課題を共有し、改善につなげる」という運動はできにくい状況にありましたが、ウェブを使っての集会や少人数での学習会、アンケートの活用など工夫した取り組みが各県で行われています。

「働き方改革」や「テレワーク推奨」といわれ、人員不足の中で工夫しろといわれても限度があります。コロナ禍であっても、集会や学習会ができないという選択ではなく、何ができるか考えていくことが大切です。私たち一人ひとりには弱い存在ですが、弱いからこそ女性部に結集し、誰かが困っていれば悩みを聞き、みんなで行動しています。こうした活動から、女性の組合参画につなげ、広げていくことが必要です。

- ⑤ 2015年12月28日、日韓両政府はソウルで外相会議を開催し、日本軍「慰安婦」問題について、「最終的不可逆的」に解決が図られた、としました。マスコミはおおむねこの「日韓合意」を肯定的に報道しましたが、被害当事者や支援団体、韓国市民の世論もこの政治的妥協に強く反発しています。また、2018年8月に行われた国連の人種差別撤廃委員会の日本審査においては、日本軍「慰安婦」問題は日韓合意で最終的に解決されたという日本政府の主張に対して、委員から「慰安婦」が望む謝罪と補償をしない理由や、「慰安婦」を否定する動きへの政府の対応について、厳しい質問が相次ぎました。

戦時下の性暴力は、現在も世界の紛争地で繰り返されています。日本軍「慰安婦」問題をはじめ、女性への性暴力は「女性の人権」の問題であり、日常的な女性への差別が顕在化した根源の課題であると捉える必要があります。

- ⑨ 自民党は改憲4項目（自衛隊明記、大災害などの緊急事態、参院選「合区」解消、教育の充実）の条文素案を示していますが、その内容はどれも問題を含んでいます。また、2021年6月に憲法改「正」の手続きを定める国民投票法の改正案が可決・成立しました。今回の改正は有権者の投票機会を増やすことが目的であり、政党の資金力によって差が生じる有料広告や、インターネット等の適正な利用については検討事項となっています。

岸田首相は昨年7月の参院選後の記者会見において憲法改「正」に触れ「できるだけ早

く発議に至る取り組みを進める」「安倍元首相の思いを受け継ぎ……憲法改正など自身の手で果たすことができなかつた難題に取り組む」と、改めて憲法改「正」への意欲を示しています。これまで大切にしてきた国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の基本的理念を持つ憲法を守るための運動の強化とともに、「戦争をさせない 1000 人委員会」等への結集が必要です。

- ⑩ 東日本大震災による東京電力・福島第一原発事故から間もなく 12 年が経過し、事故の風化が懸念される中で、事故の収束はいまだに見えないままです。政府は地元の漁業団体に加えて中国や韓国が反対する中、福島第一原発で増え続けるトリチウムなど放射性物質を含む「処理水」の海洋放出を決定しました。

避難者への賠償についても、東京電力は「被災者最後の 1 人まで賠償を貫徹する」としていたにもかかわらず、避難者への賠償を次々と打ち切っています。

また、北海道では、寿都町と神恵内村およびその周辺自治体で高レベル放射性廃棄物最終処分場選定にむけた動きが進んでおり、寿都町と神恵内村では 2020 年 11 月から文献調査が行われています。

さらに、青森県では、電気事業連合会から県とむつ市に対し、使用済み核燃料中間貯蔵施設の共同利用案が提案されました。現時点では知事も市長も拒否をしていますが、北海道内の動向とともに、今後の動向を注視していく必要があります。

また、エネルギー問題に対して、「GX（グリーントランスフォーメーション）実行会議」を立ち上げ、原発を「最大限活用する」として、従来の「可能な限り原発依存度を低減する」とし、原発の再稼働の推進と新增設、運転期間の制限の撤廃、など、原発推進に方針を大きく転換しました。

岸田首相は、「安全最優先」「安全確保が大前提」であると強調していますが、地震などの自然災害が頻発する日本において完璧な安全などないことは、甚大な被害をもたらした福島第一原発事故で明らかです。また、ロシアのウクライナ侵攻によって、原発が安全保障上の脅威となることが再認識されたことを踏まえれば、安易に原発推進へと舵を切るべきではありません。再生可能エネルギーの主力電源化と比率向上にこそ政策資源を集中させるべきです。国民的な議論もなく、エネルギー危機に乗じて、この道しかないような形で原発推進への回帰を拙速かつ強引に進めようとする政府の姿勢には極めて問題があります。

- ⑪ 普天間基地移設をめぐり、これまでも国と沖縄県との法廷闘争が繰り広げられてきました。2019 年 2 月の辺野古への基地移設に伴う埋め立ての是非を問う県民投票や、2020 年 6 月の沖縄県議会議員選挙、2022 年 9 月に行われた沖縄県知事選の結果を見ても、新基地建設は受け入れられないという県民の意思が示されています。

しかし、工事が中止されることはなく、コロナ禍においても辺野古の新基地建設工事は進められています。基地建設のために必要な地盤改良工事について、沖縄防衛局が行っていた変更承認申請を沖縄県が不承認としていましたが、2022 年 4 月に国交省が県の不承認を取り消す裁決を下しました。国交省の裁決取消しを求め、沖縄県は 9 月に抗告訴訟を提起しました。玉城知事は県の不承認について「公有水面埋立法に基づき厳正に判断した

もの」、国交省の裁決について「公正・中立な審査庁による判断という行政不服審査制度の前提が欠落しており、審査庁としての地位を著しく濫用したもの」との見解を示しています。

引き続き、辺野古新基地建設の問題点や沖縄の歴史と現状を学習し、辺野古新基地建設反対の取り組みを進める必要があります。

- ⑫ 12月16日、岸田内閣は「安全保障関連3文書（「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」）」を閣議決定しました。

「国家安全保障戦略」は、外交・防衛政策を中心とした国家安全保障の基本方針であり、3文書の頂点に位置し、その下に防衛力の在り方や保持すべき防衛力の水準を規定する「国家防衛戦略」、さらにその下に今後5年間の防衛経費の総額や主要装備の整備数量を示した「防衛力整備計画」という位置づけになります。

日本は戦後、日本国憲法の下で専守防衛を掲げ、保有する兵器とその行使は自衛のための必要最小限度としてきました。しかし、この「安保関連3文書」では、敵基地攻撃能力（反撃能力）を保有するとし、具体的には「相手国の領域において我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力を活用した自衛隊の能力」としており、その発動には米軍と連携して防衛を行うとしています。また、防衛費についてはGDP比2%、5年で総額43兆円を確保するとしています。

敵基地攻撃能力の保有を含む大幅な軍拡は、「専守防衛」を大きく逸脱し、これまでの政府方針の大転換であり決して許されることではありません。さらに攻撃型兵器の配備は、東アジア周辺国の軍事的緊張を高めることに繋がります。

憲法改正を巡る状況も厳しくなっています。衆議院憲法審査会では自民、公明に加えて維新の会や国民民主党などが毎週の審議を求めて、前のめりの議論が行われており、1月下旬から開催される通常国会が主戦場となります。

様々な課題が山積してありますが、政治の流れを変えるのは、やはり選挙です。2023年は統一自治体選挙が行われます。自治労の組織内・推薦そして支援をする予定候補の全員の勝利に向けて全力を上げていく必要があります。

今後の日程

3月8日（水）	3.8 国際女性デー中央集会	東京
5月2日（火）～3日（水）	自治労青年女性憲法フォーラム	東京
5月27日（土）～28日（日）	はたらく女性の集会 60周年	東京
<u>5月28日（日）</u>	第2回部長会議	東京
6月2日（金）～4日（日）	女性労働学校（後期）（ウェブ併用）	東京
8月26日（土）～27日（日）	第68回女性部定期総会	北海道

DVD視聴

- ・映画「ここから『関西生コン事件』と私たち」
- ・松尾聖子さんの報告

松尾聖子 吉田 修
田中順子 | 中村正晴 | 七牟礼時夫 | 青木邦子
西島大輔 | 武谷新吾 | 大原 明 | 湯川裕司
久堀 文 | 鈴木 剛 | 宮里邦雄 | 吉田美喜夫
全日本建設運輸連帯労働組合 関西地区生コン支部
組合員の家族のみなさん

監督 **土屋トカチ**
「フターの仕事がしたい」「アリ地獄天国」

シングルマザーで幼い3人姉妹を抱えた松尾聖子。
生コン運転手になつて
生活保護から抜け出ることができた。
そして労働組合と出会い、
労働者の尊厳と仲間との絆を手にしていく。
そんな彼女を2018年、
業界・警察・検察が一体となった
空前の組合弾圧事件が襲う…

関西生コン事件と
私たちは

ここから

私たちはやめない。
— 聖子は静かにそう話した。

〔制作〕全日本建設運輸連帯労働組合
日本 / 2022 / 74分 / デジタルファイル

たたかいの報告 資料

香川県本部高松市非常勤職員労組の取り組み ～会計年度任用職員の組織化と処遇改善から統一地方選出馬へ～

報告者：自治労臨時非常勤等全国協議会前議長 山西ともこさん



香川県本部高松市非常勤 職員労組の取り組み ～会計年度任用職員の組織化と処 遇改善から統一地方選出馬へ～

自治労臨時非常勤等全国協議会 前議長
山西 ともこ

2023/3/8

目次

- ① 自己紹介
- ② 図書館司書の雇用年限撤廃に向けて
- ③ 会計年度任用職員制度の構築時の状況
- ④ 図書館司書以外の職場での動き
- ⑤ まとめ

山西ともこ ぶろふぃーる

1964年 香川県高松市生まれ
玉藻中・愛媛県立今治西高・高松短期大学
秘書科卒業

1985年 ㈱百十四銀行入行

2007年 4月～非常勤職員として高松市図書館に勤務(15年
5か月間)その間図書館の在り方や非正規の労働
条件の改善について取り組む

2020年 児童図書館研究会全国大会香川学習会実行委員長
香川県図書館学会会員

2021年 9月～自治労臨時・非常勤等職員全国協議会議長を
務める

2022年 8月高松市を退職

現在 経験豊富な子どもの読み聞かせボランティアを
継続中

家族は夫・娘二人

山西さんは、小さな声も
大切に預かって、一緒に社会を
つくってくれる方です。
あなたかとやさしさ、そして
強さも兼ね備えた山西ともこさんを
私も全力で応援します！

衆議院議員 小川淳也

連絡先：山西ともこ 後援会
〒760-0011 高松市浜ノ町58-13
TEL:097-802-4128 FAX:087-802-4217 (12/3より)
✉:yama-tomo@j-kagawa.jp
@yamanishi_tomo
tomoko_yamanishi



あなたの
居場所が
ある街に

子どもの頃から好きだった本と図書館。
15年間、図書館司書としてやりがいを持って
働いてきましたが、
雇用は1年ごとの非常勤という立場でした。

不安を抱えながらの毎日、
今の生きづらさはあなたのせいではありません。
あなたは意見を言っていていい！
あなたは助けをもとめていい！
いっしょに声をあげませんか。

図書館司書の雇用年限撤廃に向けて

- ① 一緒に働く正規職員から
一緒に年限を撤廃しないか、と問いかけ
- ② 勉強会の呼びかけ、積み重ね

▶ 団体交渉で雇用年限実質撤廃を勝ち取る

会計年度任用職員制度 構築時の状況

- ① 処遇改善のための法律改正とは思えない
- ② 譲れないのは現給保障

全面的な抗議活動、ストも辞さない構えで当局と交渉し、以下の大幅譲歩を引き出し、妥結

- ・ 現給保障
- ・ 昇給は行政職 1 級 4 0 号上限
- ・ 主担任保育教育士は 2 級 2 8 号上限
- ・ フルタイム司書 6 人採用

図書館司書以外の職場での動き

- ① 生活保護のケースワーカー
- ② 学校給食調理員
- ③ 保育所調理員
- ④ 相談支援員

まとめ

- ① 会計年度任用職員制度は、公務職場で働くすべての人にとって必要なこと
- ② 賃金労働条件は労使交渉で決めること
- ③ しかし、公務員は条例や予算など議会（政治）の影響を受ける
→改善していくためには自分たちで行動しないといけない（立候補する、組織内議員を支援する等



総務大臣あてに55万筆の署名を提出。会計年度任用職員の勤勉手当支給をめざして

ホーム > ニュース > 自治体全般 > 総務大臣あてに55万筆の署名を提出。会計年度任用職員の勤勉手当支給をめざして

2022/12/02

自治体全般 労働・賃金 臨時・非常勤 印刷する シェアする シェアする



自治体は11月25日、会計年度任用職員に勤勉手当の支給を可能とする法改正などにむけて組合員から集めた55万2017筆の署名を総務省に提出した。代表して森本正宏総合労働局長と臨時・非常勤等職員協議会の中谷公子(なかやともこ)議長が総務省の野村謙一郎公務員課長に手渡した。

森本総合労働局長は「常勤職員との処遇格差は大きく開いたままだ。要因は短時間の会計年度任用職員には勤勉手当を支給不可とする現行法にある。現場実態を理解いただき、早期の法改正をお願いする」と話した。

中谷議長は「私たちは再任ある仕事を任せられ、誇りを持って働いている。自らの生活を心配することなく、働くことができるよう早急に整備を」と話した。

アーカイブ

- 2023年
- 2022年
- 2021年
- 2020年
- 2019年
- 2018年
- 2017年
- 2016年
- 2015年

ご清聴ありがとうございました！

是非、SNSの登録、高松市にお住まいの知人へご紹介、ご支援をお願いいたします！！

連絡先：山西ともこ後援会

〒760-0011 高松市浜ノ町58-13

TEL:087-802-4128 FAX:087-802-4217 (12/3より)

✉:yama-tomo@j-kagawa.jp

🐦 @yamanishi_tomo

📷 tomoko_yamanishi





小さな声を集めて市政に届ける!

がんばれ 山西ともこさん!!

高松市議会議員予定候補として、立憲民主党で既に推薦決定している「山西ともこ」さんは、『自己責任社会から支え合う社会』をめざすため、『あなたの居場所がある街に』をスローガンに取り組みべき課題を下記の通り発表しました。
立憲民主党香川県連の発表した裏面の「みんなの声でこのまちを変える政策」と合わせて、高松市の「もっと良い未来」に向けて、これらの政策が実現できるよう、奮闘しています。

自己責任社会から、支え合う社会へ変える!

あなたの居場所がある街に



山西ともこさんは、生活者としての立場を原点として、暮らしの中から問題意識を持ち、課題と向き合っている皆さんに最も近い存在です。常に声を上げづらい環境に目を配り、小さな声に耳を傾けながら、公正公平な社会の実現をめざしています。
現状ではコロナ禍で傷んだ社会経済、物価高騰や増税など市民の生活は厳しさを増すばかりです。強いものだけが潤うのではなく、まじめに働く人が報われ、社会的に弱い立場の方々に手を差し伸べることができる施策を、小さな声を集めることで推進し、共生の地域社会確立をめざしています。誰もがいつまでも安心して暮らせ、居場所と出番のある街をみんなで作りましょう。

新型コロナウイルス感染症拡大の下での保健所の削減による医療崩壊や、度重なる豪雨災害等への対応の不備など、全国的には、行き過ぎた「行政改革」「公的機関の統廃合」「公的支援打ち切り」などにより、住民生活へ負の影響が出ています。
高松市でも安易な人員・経費の削減により住民サービスを低下させるのではなく、地域の雇用を守り、つくり、教育、保育、医療、介護、年金など、生命と暮らしを守る「ベーシック・サービス」を地域から充実させるための仕組みづくりに向けて、その役割を果たすべきです。
市民が身体的、精神的にも健康であり続ける社会は、公的支援を充実させていくことしか、その実現の道はありません。

「住民の生命と健康を守る」
役割を果たす行政力

世俗の習慣や権力により、社会がひとつの色に染め上げられ、少数が多数に支配される社会から、私たちはまだまだ脱皮出来ていません。これまで人権が確立されていたとは言い難かった子ども、若者、女性、障がい者、LGBTQ+の方々などへの政策を高松市でも拡充し、互いの多様性を個性として認め合い、一人一人がその持ち味を發揮できることが当たり前の地域社会をめざすことが必要です。
また、高齢者や子育て、防災活動も地域の輪の中で支え合うことが大切です。コロナ禍でより希薄になった地域のつながりを再構築し、困った時はお互いさまと言える助け合える社会を地域からめざします。

「困ったときはお互い様」
助け合える地域力

山西ともこさんのプロフィール

- 1964年 香川県高松市生まれ。
玉藻中・愛媛県立今治西高・高松短期大学秘書科卒業。
- 1985年～1994年 ㈱百十四銀行。
- 2007年～ 非常勤職員として高松市図書館に勤務(15年5カ月)
その間図書館の企画運営や充実に努めつつ、図書館の在り方や非正規の労働条件の改善について取り組む。
- 2020年度 児童図書館研究会全国大会香川学習会実行委員長。
香川県図書館学会会員。
- 2021年～ 自治労臨時・非常勤等職員全国協議会議長
- 2022年8月 退職。
- 現在、経験豊富な子どもの読み聞かせボランティアを継続中。



小川県連代表といっしょに青空対話集会

ツイッター
インスタ
FB

◎会計年度職員に勤勉手当＝自治法改正案で位置付け―総務省

23/01/25 07:30 KP002

総務省は、地方自治体が会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給できるよう、今通常国会に提出する地方自治法改正案に関連規定を位置付ける方針だ。国の非常勤職員に支給されている点を踏まえた措置。勤勉手当の支給に当たっては、自治体側の対応も必要となるため一定の準備期間を設けることを検討しており、早ければ2024年4月の施行を目指す。

会計年度任用職員に対しては、現行制度では期末手当を支給できる。勤勉手当に関して、パートタイムは地方自治法で支給できず、法律上可能なフルタイムについても、通知で「支給しないことを基本とする」とされている。

ただ、内閣人事局によると、21年度時点で国の非常勤職員の対象者全員に勤勉手当が支給されている。自治体などからも国に合わせ支給すべきだとの要望があり、昨年末の地方分権改革に関する提案への対応方針では、「勤勉手当の支給について検討を行い、22年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講じる」と明記された。

これらを踏まえ、総務省は法改正により、パートタイムについて勤勉手当の支給を可能にする方針。フルタイムも通知の改正により対応する。自治体側は勤勉手当の支給に当たり、条例の改正に加え、人事評価を活用することも必要となるため、総務省は実施までに一定の準備期間を設ける方向。具体的な実施時期は、与党などとの調整を経て最終決定する。

会計年度任用職員は20年度に導入され、同年4月時点で全国の都道府県と市区町村にパートタイムは約55万3000人、フルタイムで約7万人の職員がいる。(了)

(2023年1月25日/官庁速報)

※本印刷物は時事通信社 iJAMPサービスから印刷されました。

Copyright JIJI PRESS Ltd. All Rights Reserved.

資料 健康で長く働き続けるための統一要求

(1) 基本的課題

- ① 女性差別撤廃条約、北京「行動綱領」の主旨に沿い、社会や職場、家庭で男女が差別なく生活できる施策を充実させるとともに、女性の労働権を確立すること。
- ② 男女共同参画基本法に基づく自治体条例の検証作業や国の第5次男女共同参画基本計画に基づく行動計画の改定・実施にむけた取り組みに労働組合女性代表を参画させること。
- ③ ILO100号条約（同一価値労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約）、156号条約（男女労働者、特に家庭責任を有する労働者の機会均等および均等待遇に関する条約）に基づく改定雇用機会均等法やパート法などを重視し、自治体は具体的政策を講ずること。

(2) 家族的責任を持つ男女労働者のための要求項目

- ① 育児時間は1日120分とし、運用の自由を認め、同時に男女ともに適用すること。
- ② 育児休業については、自治労5原則（有給制、選択制、原職復帰制、代替の確保、男女共対象）に基づき、実態を踏まえた柔軟な制度に拡充すること。
- ③ 介護休暇は、6月の期間を基本とし、弾力的な制度運用を可能とすること。併せて、有給制、選択制、原職復帰制、代替の確保を保障すること。
- ④ 介護時間を1日120分とし、運用の自由を認めること。
- ⑤ 就学前の子どもを持つ親の労働時間を短縮すること。
- ⑥ 育児や家族看護など、家庭責任を有する男女労働者の時間外労働は年間150時間以内とすること。また、時間外、休日、深夜労働の免除申請の措置を講ずること。

(3) 性と生殖における健康と権利

- ① 生理休暇制度を拡充すること。
- ② 妊娠障害休暇（つわり休暇）を最低14日とし、運用の自由を認めること。
- ③ 妊産婦（妊娠中および産後1年以内の女性）に対して健康診査および保健指導などのための休暇を拡充すること。
- ④ 妊産婦に対し勤務の軽減および労働時間の短縮を行うこと。
- ⑤ 妊産婦に対し危険有害業務および深夜労働、時間外労働、休日労働を全面的に禁止すること。
- ⑥ 産前産後休暇は、産前は最低8週間（多胎妊娠の場合は産前14週間）とし、産後は13週間（3か月）とすること。また代替職員を完全に配置すること。
- ⑦ 職員の定期健康診断項目に婦人科健診を入れ、内容を拡充すること。
- ⑧ 自治労VDUガイドラインを守り、VDT（VDU）作業における機器の操作時間や職場環境をはじめとする健康対策に万全を期すこと。とりわけ妊産婦が行う業務の範囲は本人の申し出に基づき、労使で決定するよう取り組むこと。
- ⑨ 妊産婦が横になって休憩できる休養室を確保すること。また、衛生管理者の中から妊産婦健康管理推進者を選任すること。
- ⑩ 更年期症状に応じた休暇など適切な措置を講ずること。特に、更年期健康診査やカウンセリングを受けるための更年期障害休暇を制度化すること。

限りなき躍進

作詞・作曲 但野 一博
補作 岡田 和夫

あおぞら たー かー く か から げ る あ か は た わ れ
ひのがけに ーと ー きー もに ー ああ から しる のい あと か し た も を わ わ れ
しゅうくばらげに ーと ー きー もに ー ああ から しる のい あと か し た も を わ わ れ
らら た た た か か う う じ じ ち ち た た い い ろ ろ う う ど ど う う し し や や
しゅうかい ぼうほ のをの なむの かくか まなね こひう ろこるち ひなら ととす つもた によめ こまね のつづ てすよ にくく にすき ぎすず ー ー れめけ
しあか したの おい とだん かけ しくつ かかか ぎぎぎ りりり ななな ききき やややく
ししん じじじ ちちち ろろろ うろうろ どどど ううう くくく みみみ あああ いいい

限りなき躍進

青空高く かけける赤旗
われら闘う 自治体労働者
職場の仲間 ころろひとつに
この手ににぎれ 真の福祉
限りなき躍進 自治労働組合

補作 岡田 和夫
作詞・作曲 但野 一博

陽のかげるときも 嵐の時にも
われら闘う 自治体労働者
うしろをむくな ひるむな同志よ
まっすぐ進め足音高く
限りなき躍進 自治労働組合

職場に街に 明るいあしたを
われら闘う 自治体労働者
解放の鐘 うちならすため
根づよくきすけ 固い団結
限りなき躍進 自治労働組合

自治労が結成25周年を記念して募集した新しい自治労組合歌に選ばれたうたです。福島県本部原町市（現：南相馬市）職の但野一博さんが作詞・曲しました。翌年から、自治労なかまのうたが募集されるようになり、それ以降、多くの仲間の歌が歌い継がれています。

インターナショナル

詩 パティエール
曲 デジエール
訳 佐野 碩
佐々木 孝丸

たき てけ うえたるも のた けび い まん ぞひはちかき
き われらがお た けび て まん ちとどろき

して さか めば よわがはら か が らあか つて きは きも
ねこゆるわ が は た ゆく て きを ま

ぬる ほう ぎゃ くのかさり た つひはたは ちにも えい
あっ せ いのかベヤ ぶ かりてかたき わ がが

てな うみ を へだてつわ れ らかいな む すり びの ゆは
いま ぞ たかくかか げ んわがしょう りの は

くた いざた たか わん いざ ふるい たて い

ざ あ イン タナ ショ ナ ル われ らが も

の いざた たか わん いざ ふるい たて い

ざ あ イン タナ ショ ナ ール われ らが も の

1871年、歴史上はじめて出現した労働者階級の政府であるパリ・コミューンが2ヵ月で鎮圧されます（「血の一週間」）。このたたかひのさなかに一労働者であったウジェーヌ・パティエールによって作詞されました。今では労働者の連帯の歌として世界中で歌われています。

2023 春季生活闘争 3.8 国際女性デー 全国統一行動 中央集会の開催について

I. 開催概要

1. 日時：2023年3月8日（水）18時15分～19時45分
2. 場所：銀座プロッサム中央会館ホール（東京都中央区銀座2-15-6）
／Web 併用
3. 規模：1000人以上（対面450人、Web視聴550人以上）

II. テーマ

今こそ Change, Challenge, Movement!

～社会のすべての仕組みにジェンダーの視点を～

III. 主な内容

- 主催者挨拶 芳野 友子 連合会長
- 基調講演 治部 れんげ 東京工業大学准教授
- 基調提起「連合 2023 春季生活闘争方針におけるジェンダー平等
・多様性推進課題の取り組み」
井上 久美枝 連合総合政策推進局長
- ジェンダー平等・多様性推進課題の取り組みに向けた好事例発表
- 集会アピール採択 地方連合会
- 閉会挨拶 斉藤 千秋 連合東京事務局長

IV. 集会の Web 配信について

本集会は YouTube Live にて配信いたします。Web 参加の方は、下記の URL からご視聴ください。

連合 2023 春季生活闘争 3.8 国際女性デー 全国統一行動 中央集会
(YouTube Live) <https://youtube.com/live/up6T-z5G3Y8>

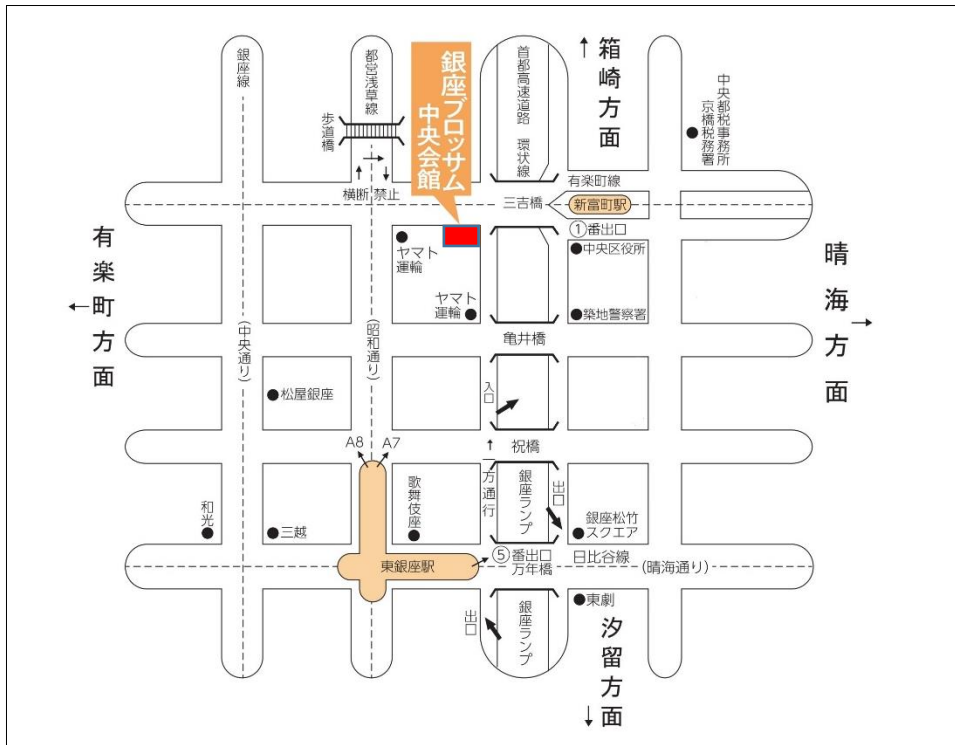
V. 「集会のしおり」について

集会資料「連合 2023 春季生活闘争 3.8 国際女性デー 全国統一行動 中央集会のしおり」は、3月6日（月）までに連合ホームページ（<https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/gender/iwd/>）に掲載します。Web 参加の方はお手数ですが、上記のページからご参照ください。

会場では当日、座席にあらかじめ配布いたしますので、会場参加の方は受付を済ませた後、資料が置かれている場所を選んでご着席ください。

VI. その他

銀座ブロッサム中央会館ホール（東京都中央区銀座 2-15-6）



有楽町線麴町駅～（9分）～新富町駅（1番出口）～（徒歩1分）～会場